

きびしい冬も みんなのチカラで！



市の主な取り組み



市では、冬期間の道路交通の確保と、市民生活や経済活動を維持するため、除排雪計画書を策定し、作業を実施するための基本計画を定めています。

ここでは、主な取り組みについて紹介します。その他の取り組みは市ホームページでご確認ください。

●除雪

出動基準 午前0時の降雪量が次の数値に見込まれると、出動します。

※安全で円滑な車両走行の支障となる路面状況が発生した場合なども出動します。

期間	一般除雪	歩道除雪
雪の降り始め・降り終わり	15cm以上	10cm以上
根雪	10cm以上	

◆一般除雪…車道の除雪

作業時間帯 一般除雪…午前1時～6時／歩道除雪…午前5時～7時

1日の除雪延長 一般除雪…約1,000km／歩道除雪…通学路を主体に約120km

●小路除雪

小型ショベルと小型ダンプを使用し、小路除雪(運搬排雪)を原則年1回実施します。

※路線内に雪置き場が確保できる場合は、雪の降り方や状況に応じて小路除雪(除雪作業)を実施。

対象 一般除雪の入れない小路(幅2.5m以上4.0m未満)

●拡幅除雪・運搬排雪

路肩などの雪山で道路が狭くなり、車や歩行者の安全な通行に支障を来す目安となる積雪深や累積降雪量となった場合は、ロータリ除雪車などで除雪を実施します。

●除排雪情報等の配信

除排雪情報等について、市公式LINEとEメールによる配信、ひろさき便利まっぷによる配信を行います。

市公式LINE・Eメール

事前登録するだけで、道路除排雪情報等を市公式LINEとEメールで受信できます。

配信内容

除雪…一般除雪の出動時や終了時の通知



排雪・雪置き場…排雪の実施状況や雪置き場の開設状況の通知(市ホームページへのリンク)

流雪溝・消流雪溝…稼働開始時・終了時の通知



ひろさき便利まっぷ

除雪状況や拡幅・排雪状況を弘前市地図情報サイトで確認できます。



除排雪中のおねがい

作業中の除雪車に近づかない

歩道と車道の段差に設置している段差プレートなどを撤去する

路上駐車をしない

※駐車車両があると、除雪作業がストップし、その地域の除雪が後回しになり、除排雪ができなくなります。

除雪後に残る雪の処理にご協力ください

朝の除雪作業は、通勤・通学で混雑する時間帯の前に終わらせるため短時間で一斉に行います。

しかし、限られた時間の中で、除雪後に玄関や車庫の前などに残った雪をなくすことは困難なため、雪処理のご協力をお願いします。



雪かきのマナーを守りましょう！

- 道路に雪を出さない
交通の妨げや交通事故の原因になります。
- 用水路・排水路に雪を捨てない
水路に押し固められた雪は、なかなか解けず、水路が詰まってしまいます。
- 屋根等の雪が道路などへ落ちないようにする
落雪は人命に関わることや交通の妨げになることがあります。
- 道路脇に設置しているスロープ等は撤去する
除排雪作業の支障になります。



屋根の雪下ろし時の注意点

問い合わせ先 建築指導課(市役所3階、☎ 40-7053)

1 命綱やヘルメット、安全帯をつける。

命綱等を貸し出ししています

数に限りがあります。借りる当日に、貸出場所へお問い合わせください。

貸出場所	電話番号
弘前消防署(本町)	☎ 32-5199
東消防署(城東中央5丁目)	☎ 27-1151
松原分署(松原西3丁目)	☎ 33-4311
西北分署(小友字神原)	☎ 93-3310
西分署(鳥井野字宮本)	☎ 82-3311

※事前予約はできません。

問い合わせ先 市民協働課(市役所2階、☎ 35-1664)

2 2人以上で作業する。

3 携帯電話を身につける。



4 晴れの日や気温が高い日は落雪に注意！



5 建物の周りに雪を残す。

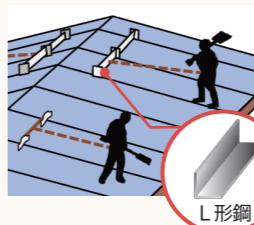
6 はしごはしっかり固定！

7 もっと安全・安心に！

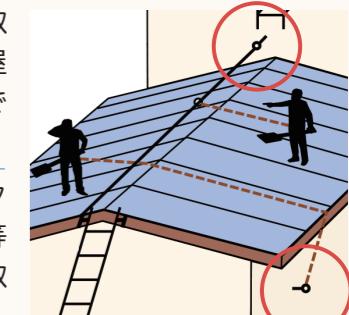
※金物取り付け工事に適用できない建物もあります。工事には雨漏り防止や強度などの知識が必要ですので、専門業者に相談を。

①雪止金物複数にロープを固定して作業する。

雪止金物にロープを取り付ける時は、作業する斜面側に取り付けられた雪止めに結ぶ必要があります(雪止金物は押し下げる力に耐力が大きく、押し上げる力には耐力が小さいため)。L形鋼を雪止金物複数に固定すると、より強固になります。



②壁に固定金物を取り付け、ロープは屋根の範囲内の長さで結んで作業する。



③屋根昇降用のタラップや、はしご等にすれば防止金物を取り付ける。

道路除雪に関する問い合わせ先

●国道7号…国土交通省弘前国道維持出張所(城東中央5丁目、☎ 28-1315、平日の午前8時30分～午後5時15分)

●県道…中南県土整備事務所地域整備部道路施設課(蔵主町、☎ 32-0800、平日の午前8時30分～午後5時15分)

●市道…道路維持課(茜町2丁目、☎ 32-8555、平日の午前8時30分～午後5時)

※各工区を担当する業者の情報は、市ホームページでご確認ください。



●農道…農村整備課(市役所3階、☎ 40-2955、平日の午前8時30分～午後5時)